

189（いちはやく） 小さな命に 待ったなし

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待はどの家庭にも起こりうることです。保護者は「しつけ」のつもりでも、それが子どもにとって著しく苦痛である場合は、虐待に当たります。迷った時は子どもの立場で考えてみてください。あなたの相談が子どもだけでなく保護者を救う手がかりになります。

平成30年度の児童虐待相談対応件数は全国で過去最高159,850件（速報値）でした。集計を開始した平成2年度から28年連続で増加し、過去最多を更新しています。三原市でも、平成30年度は年間199件の児童虐待通告・相談を受けました。

「もしかして虐待かもしれない」と思ったらご相談ください。相談・通告は匿名でできますし、通告者のプライバシーは保護されています。また、虐待の事実が無かった場合でも責任を問われることはありません。

児童虐待専用通告電話（24時間）	☎0848-67-6088
子育て相談電話 （三原市保健福祉課 子育て世代包括支援センター すくすく）	☎0848-67-6217
児童相談所全国共通ダイヤル（24時間） （お近くの児童相談所につながります。）	☎189（いちはやく）

子どもの生命に危険が及ぶような時は、三原警察署（110番）へ！

【児童虐待の種類】

身体的虐待

児童の身体に暴行を加えたり、死なせてしまうような行為をすること

（例）殴る・蹴る・叩く/投げ落とす/首を絞める/タバコの火を押し付ける/家に閉じ込める/
熱湯をかける/アルコールを飲ませる/物を投げつける/冬期に戸外に締め出す など

心理的虐待

暴言を吐いたり、無視や脅迫をするなど心理的外傷を与える行為をすること

（例）子どもに拒否的な態度をとる/子どもの心が傷つくことを言う/他のきょうだいと著しく差別する/子どもの前で配偶者に暴力を振るう/子どものきょうだいに虐待行為を行う など

ネグレクト（養育放棄）

保護者や同居人が、子どもの正常な発達を妨げる行為をしたり安全や健康を損なう行為をすること

（例）登校させない/必要な医療を受けさせない/食事を与えない/入浴させない/乳幼児を放置して外出する/乳幼児を車の中に放置する/極端に不潔な環境で生活させる/病気やケガをしても病院に連れていかない/同居人または自宅に出入りする第三者が子どもに虐待していても放置する など

性的虐待

子どもに対してわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたりすること

（例）子どもへの性交・性的行為の強要/性器や性交を見せる/胸や性器に触る/キスをする/
強要して子どもの裸を写真やビデオで撮影する など



オレンジリボンは、子ども虐待防止の
シンボルマークです

子どもを虐待から守る5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- ④親の立場より子どもの立場（子どもの命が優先）
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

三原市保健福祉課（子育て世代包括支援センター すくすく）

☎0848-67-6217